

質問第三号

トランス脂肪酸の情報開示に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十月十五日

参議院議長山崎正昭殿

安井美沙子

トランス脂肪酸の情報開示に関する質問主意書

我が国におけるトランス脂肪酸の情報開示については、表示する場合のみ「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」（以下「ガイドライン」という。）に基づいて行なうことが要請される任意表示となつていて、また、第百八十三回国会における食品表示法の制定により、平成二十七年六月までに表示義務の対象となるかは、消費者委員会の意見を聴かなければならないこととなつていて、そこで、トランス脂肪酸の情報開示に関し、以下質問する。

一 平成二十三年二月のガイドラインを示した時に行つたトランス脂肪酸の摂取調査は平成十五年から平成十九年の国民健康・栄養調査結果を元にしており古く稚拙なため、最新の調査をより精緻に行いその結果を分析して判断材料にすべきと考えるが、政府の見解如何。

二 トランス脂肪酸の摂取と心疾患のリスクに関連があり、心疾患が増え続けている現状に鑑み、食品安全委員会とも連携し、科学的知見を分析して判断材料にすべきと考えるが、政府の見解如何。

三 諸外国の実例に倣い、トランス脂肪酸について表示を義務付けるよう消費者庁より消費者委員会に議論を要請すべきと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

